

6高障 第4328号
令和7年3月27日

伊勢地区医師会

会長 山川 伸隆 様

伊勢市長 鈴木 健一
(公印省略)

伊勢市障害者施策推進協議会委員の就任について(依頼)

日頃から、本市の障がい者福祉の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、伊勢市では、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため、伊勢市障害者施策推進協議会を設置しているところです。

つきましては、貴会 畠中 節夫 様に当協議会委員にご就任いただき、障がい者施策の推進にお力添えいただきたく、委員就任についてご承諾くださいますようお願いいたします。

記

- 1 委嘱期間 委嘱の日(令和7年4月予定)から2年間
- 2 協議会設置根拠 伊勢市障害者施策推進協議会条例等



～伊勢市障がい者サポーター制度～

「知る」ことから始めよう
笑顔つながる、ひるがる
障がい者サポーター

障がい者サポート企業・団体とは、障がい者雇用や障がい者福祉への貢献を積極的に行う企業や団体を認定するものです。

障がい者サポート企業・団体の取組状況はホームページにて紹介しています。

随時募集中です。ぜひお問い合わせを！



Facebook

【事務担当】

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 健康福祉部

高齢・障がい福祉課 障がい福祉係 山口

TEL: 0596-21-5558 FAX: 0596-20-8555

メール: syougai@city.ise.mie.jp

○伊勢市障害者施策推進協議会条例

平成 29 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

- 第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(所掌事務)

- 第 2 条 協議会は、障害者差別解消法第 18 条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に規定する事項を処理すること。
 - (2) 障害者総合支援法第 88 条第 9 項及び第 10 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項を処理すること。
 - (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 9 項及び第 10 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

- 第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 障害者又は障害児及びその家族
 - (3) 障害者福祉関係団体の代表者
 - (4) 福祉、保健医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第 5 条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(秘密保持義務)

- 第 6 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(資料の提出その他の協力)

- 第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

- 第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○伊勢市障害者施策推進協議会規則

平成 29 年 3 月 31 日
規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市障害者施策推進協議会条例(平成 29 年伊勢市条例第 5 号)第 8 条の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第 3 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢・障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

伊勢市障害者施策推進協議会体制図

本会議

- 【頻度】年2～3回開催 【メンバー】関係機関・団体等の代表者等が中心
- ◆ 協議会全体の計画、実績、方向性等について協議・確認する。定例会や専門部会で協議された事項や施策提案等について、協議会全体として意思確認を行う。

運営会議

- 【頻度】年5～6回開催【メンバー】市、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、相談支援事業所、各検討会正副会長（関係機関・団体等の実務者）などを中心に地域のコアなメンバーで構成
- ◆ 地域に固有の課題等に関する情報共有を通じて、地域の共通課題として整理する。
 - ◆ 各種会議等の日程や議事・資料の調整役であるとともに、協議会全体の運営や方向性について協議する重要な会議（協議会の企画・運営の要）

みんなの課題として解決に導く

プロジェクトチーム会議

- ◆ 運営会議でその課題に関係に深い者が協議すべきと確認された課題について比較的少人数で検討を深めていく場

地域生活支援拠点

就労支援

こども発達支援

医療的ケア支援

人材育成

手話言語等コミュニケーション推進部会

【構成】聴覚障がい本人（ろう者・難聴者）、手話通訳者、要約筆記通訳者

【内容】手話言語条例の施策の推進、実施に当たって、ろう者、手話通訳者等との協議の場（伊勢市手話言語条例第5条第2項に基づく協議の場）

相談支援ネットワークグループ会議

- 【開催頻度】毎月第3金曜日
【メンバー】市、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、相談支援事業所
- ◆ 日常の相談支援活動やサービス等担当者会議等において、明らかになった地域アセスメント（地域評価）を中心に情報共有（地域体制強化共同支援加算に係る報告など）
 - ◆ 相談支援に特化した研修や事例検討を通じた支援スキルの向上

サービス事業所ネットワーク会議

- 【開催頻度】随時【メンバー】障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等
- ◆ 現場職員向け研修や法改正開設などの学習機会や事業所間の連携とスキルアップ
 - ◆ 地域の課題共有

交流会

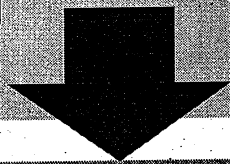
- ◆ 各種フォーラム、セミナーなど
- ◆ 障がい啓発イベントなど多くの方が参加できる機会の企画・運営

サービス担当者会議

個々の悩みや困りごと

伊勢市障害者施策推進協議会の所掌事務（主な機能）

設置根拠	所掌事務
障害者差別解消法第17条第1項【障害者差別解消支援地域協議会】	必要な情報交換、障害者からの相談や事例を踏まえた障害者差別解消のための取組に関する協議（障害者差別解消法第18条第1項）
障害者基本法第36条第4項	・ 障害者計画への意見 ・ 障害者施策の推進についての調査審議・評価 ・ 障害者施策の推進について関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議 ・ 障害福祉計画への意見（障害者総合支援法第88条第10項） ・ 障害児福祉計画への意見（児童福祉法第33条の20第10項）
障害者総合支援法第89条の3第1項【協議会】	・ 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う（障害者総合支援法第89条の3第2項） ・ 障害福祉計画への意見（障害者総合支援法第88条第9項） ・ 障害児福祉計画への意見（児童福祉法第33条の20第9項）



主な機能	留意点
① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有 ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 ④ 地域における関係機関の連携強化 ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 ⑦ 都道府県協議会との連携等 ※協議会の設置・運営ガイドライン（R6.3厚生労働省）より	◆効果的な協議会の運営 ・ 専門部会等の設置、定期的開催 ・ 市町村担当部署と基幹相談支援センターの共同による事務局 ◆地域の相談支援体制の強化 ・ 障害者相談支援事業の検討・評価 ・ 相談支援従事者の質の向上 ・ 基幹相談支援センターの設置、専門的職員の配置等の協議、事業実績の検証 ◆地域の支援体制の強化 ・ 地域課題等を都道府県協議会へ報告 ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見早期対応に向けた体制構築の協議